



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年9月10日(金) 第9934号

目次

	ページ
告 示	
○解除予定保安林(森林保全課)	2
○同	2
○特定計量器の定期検査の実施(産業政策課)	2
公 告	
○農地を利用する権利を設定する裁定(農業構造政策課)	3
○令和4年度群馬県立農林大学校入校試験の実施(同)	4
○土地改良区の解散認可(農村整備課)	5

■ 告 示

◎群馬県告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和3年9月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村大字鎌原字横笹1503の11421、1053の12305、1053の12307、1053の12318、1053の12320（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 国立公園事業用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和3年9月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村大字鎌原字横笹1503の11421、1053の12305、1053の12307、1053の12318、1053の12320（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 国立公園事業用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第246号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年9月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 利根郡（片品村を除く）
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和3年11月9日	午前10時～午後3時	昭和村保健センター
令和3年11月10日	午前10時～午後3時	川場村保健センター
令和3年11月11日	午前10時～午後3時	みなかみ町役場水上支所車庫棟
令和3年11月16日	午前10時～午後3時	みなかみ町役場新治支所
令和3年11月17日	午前10時～午後3時	みなかみ町役場本庁舎ロビー

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

■ 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年9月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
沼田市岡谷町字戸神907番	田	1,401	(亡)大竹かつ

- 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和3年11月25日	令和13年12月24日まで (10年1か月)	131,416円 (年額9,303円/10a)

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

- 4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局（沼田支局）に補償金を供託する。

- 5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局（沼田支局）において、供託された補償金の還付を請求することができる。

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年群馬県規則第14号)第9条第5項の規定により、令和4年度群馬県立農林大学校入校試験について次のとおり公告する。

令和3年9月10日

群馬県知事 山本 一太

1 農林部学生募集(農業経営学科社会人コースを除く。)

- (1) 募集人員 95人(農業経営学科野菜コース20人、農業経営学科花き・果樹コース15人、農業経営学科酪農肉牛コース15人、農林業ビジネス学科農と食のビジネスコース25人、農林業ビジネス学科森林コース20人)。

なお、コースごとに推薦入校試験によるものを80%程度、一般入校試験によるものを20%程度とする。

- (2) 修業年限 2年(1年生は全寮制、2年生は原則として通学制)

(3) 入校資格

ア 推薦入校試験

県内の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を令和4年3月までに卒業する見込みの者又は県内の居住者で県外の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を同月までに卒業する見込みの者であって、一般推薦にあつては農林業に対する熱意を有し、成績が評定平均値3.0以上の者又は日本農業技術検定3級以上の合格者で、学校長が推薦する者とし、後継者推薦にあつては本校を卒業後、直ちに県内において農林業後継者として農林業に従事することが確実であり、成績が評定平均値2.8以上の者で、学校長が推薦する者とする。

イ 一般入校試験(前期・後期)

学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条に規定する大学の入学資格(以下「大学入学資格」という。)を有する者又は令和4年3月までに大学入学資格を取得する見込みの者

(4) 試験科目

ア 推薦入校試験

(ア) 小論文

(イ) 面接試験

イ 一般入校試験(前期・後期)

(ア) 学科試験 国語及び数学Ⅰ(国語は「国語総合(古典(古文・漢文)を除く。)」を出題範囲とする。)

(イ) 小論文

(ウ) 面接試験

2 農林部農業経営学科社会人コース学生募集

- (1) 募集人員 5人(野菜専攻3人、花き・果樹専攻2人)

- (2) 修業年限 1年(通学制)

- (3) 入校資格 次のいずれにも該当する者

ア 大学入学資格を有する者

イ 1年以上の就業経験を有する者

ウ 県内に住所を有する者又は県内に就農を希望する者

(4) 試験科目

ア 小論文

イ 面接試験

3 願書・試験日程等

(1) 願書等提出方法及び提出先 願書等は、群馬県立農林大学校(〒370-3105 高崎市箕郷町西明屋1005)へ持参又は郵送で提出すること。

(2) 願書受付期間

ア 推薦入校試験(農業経営学科社会人コースを除く。) 令和3年10月1日(金)から同月12日(火)まで。持参の場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

イ 一般入校試験(前期) 令和3年11月12日(金)から同月26日(金)まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

ウ 一般入校試験(後期) 令和4年1月5日(水)から同月25日(火)まで。持参の場合は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。郵送の場合は、願書受付期間の最終日までに必着とする。

なお、一般入校試験(前期)で募集人員に達したコースについては、一般入校試験(後期)を実施しない。各コースの一般入校試験(後期)の実施の有無については、令和3年12月17日(金)以後に群馬県立農林大学校教務係へ電話で問い合わせること。

(3) 試験会場 高崎市箕郷町西明屋1005 群馬県立農林大学校

(4) 試験期日

ア 推薦入校試験 令和3年10月30日(土)

イ 一般入校試験(前期) 令和3年12月4日(土)

ウ 一般入校試験(後期) 令和4年2月4日(金)

(5) 合格発表

ア 推薦入校試験 令和3年11月18日(木)

イ 一般入校試験(前期) 令和3年12月17日(金)

ウ 一般入校試験(後期) 令和4年2月17日(木)

いずれも午前9時から午後5時までの間、上記(3)の場所に掲示する。また、群馬県立農林大学校ホームページ(<http://www.gunma-iaf.ac.jp/>)にも上記合格発表日時から当分の間、掲載する。

4 受験料 2,200円(群馬県証紙又は払込書による。払込書による納付を希望する者は、各入校試験の願書受付期間最終日の14日前までに、群馬県立農林大学校教務係へ連絡すること。)

5 問合せ先 群馬県立農林大学校教務係(高崎市箕郷町西明屋1005 電話027-371-3244)、各農業事務所(普及指導課、地区農業指導センター及び家畜保健衛生課)並びに各環境森林事務所及び各森林事務所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により下戸塚岡之郷土地改良区の解散を令和3年8月31日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年9月10日

群馬県知事 山本 一 太

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
